施設等利用費の上限額見直しについて

保護者の皆様の経済的な負担を軽減するため、幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育や認可外保育施設を利用した際に、市から保護者に対し給付する「施設等利用費（無償化）」の上限額が令和８年 10 月分から変更となりました。

【改正内容】
施設等利用費（無償化）の上限額

◆ 預かり保育等

対象者	令和８年９月分まで	令和８年 10 月分～	変更額
３歳児～５歳児 （新２号認定）	11,300 円/月	**12,300 円/月**	＋1,000 円
満３歳 （新３号認定）	16,300 円/月	**17,700 円/月**	＋1,400 円

◆ 認可外保育施設等

対象者	令和８年９月分まで	令和８年 10 月分～	変更額
３歳児～５歳児 （新２号認定）	37,000 円/月	**40,300 円/月**	＋3,300 円
０歳児～２歳児 （新３号認定）	42,000 円/月	**45,700 円/月**	＋3,700 円

【お問い合わせ先】
滝川市健康こども未来部子育て応援課
ＴＥＬ　０１２５－２８－８０２５